

1 平成 25 年度予算案について

(3) 人件費削減と国の地方交付税削減への対応について

- ③ 持ち家に係る住居手当の廃止
- ④ 地域手当の廃止
- ⑤ 手当全般の見直しに係る取組方針

1 平成 25 年度予算案について

(3) 人件費削減と国の地方交付税削減への対応について

○ 3 点目の持ち家に係る住居手当の廃止について

昨年的人事委員会勧告では、自宅に係る住居手当について、市内民間の支給状況などを注視しながら検討していく必要がある旨言及。

○ 今後については、6 割以上の事業所で自宅に係る住居手当を支給している市内民間の状況のほか、官舎が整備されている国との住宅事情の違いなども考慮しながら、慎重に検討していく必要があるものと認識。

○4点目の地域手当の廃止について

地域手当は、地域ごとの民間賃金水準の差を適切かつ柔軟に反映させるよう、本俸を補完する役割を果たしている手当。

○本市においても、本俸のほか、地域手当等を含めた総額で市内民間企業の給与水準との均衡を図っているところ。

○したがって、地域手当は、民間の給与水準に上乘せして支給しているものではなく、適正なものとして認識。

○5点目の手当全般の見直しに係る取組方針について

特殊勤務手当や旅費の日当を含めた手当全般については、人事委員会勧告や他団体の状況等も考慮しながら、随時必要な見直しを行い、今後も適正な支給に努めてまいりたい。

1 平成 25 年度予算案について

(3) 人件費削減と国の地方交付税削減への対応について

⑥ 公営企業における人事給与制度

1 平成 25 年度予算案について

(3) 人件費削減と国の地方交付税削減への対応について

○6 点目の公営企業における人事給与制度について

企業職員の給与については、各企業で独自の人事給与制度を設計することは可能な法制度になっている。

○一方で、各企業においては、組織の活性化等を図るため、市長部局との人事交流を行ってきており、職員間の身分取扱上の均衡を考慮することも必要。

○現在のところ、各企業においては、これらのことを総合的に考慮して、市長部局に準じた人事給与制度を採っていると認識。

○今後も、そのような総合的な観点をもって人事給与制度を設計していくことが必要であると考えている。

【参考：地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）】

(管理者の担任する事務)

第九条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

一 (省略)

二 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。

(以下省略)

1 平成 25 年度予算案について

(4) 札幌国際芸術祭とゲストディレクターの選任について

- ① 札幌国際芸術祭は具体的に何をするのか、また、来場者数はどのくらいを見込んでいるのか。
- ② 坂本氏は活動家であり、ゲストディレクターとして不適當ではないか。中立性のために反原発運動は慎んでいただくべきではないか。
- ③ これまで坂本氏は芸術祭のために札幌を訪れたことがあるのか。
- ④ 坂本氏は今後何回札幌を訪れ、どのようにこの芸術祭に関わる契約になっているのか。
- ⑤ 札幌国際芸術祭はきっぱり中止してはどうか。

1 平成 25 年度予算案について

(4) 札幌国際芸術祭とゲストディレクターの選任について

- ① 札幌国際芸術祭は具体的に何をするのか、また、来場者数はどのくらいを見込んでいるのか

○札幌国際芸術祭は、2014年7月から9月の約70日間を開催期間と想定し、国際的な現代美術を中心としながら、音楽やパフォーマンスアートなど多様な文化芸術分野と複合した展覧会等の実施を予定している。

○また、多くの市民の参加のもと、文化芸術をより身近に考えてもらい、親しみのあるものとしていくために、既存の文化事業はも

もちろんのこと、大通公園などで実施される各種イベントとも連携し、より広がりのあるものにしていく。

○来場者数については、事業内容が確定していないため、現段階では正確に見込める状況ではないが、是非、他都市の実績を上回るような芸術祭にしていきたい。

② 坂本氏は活動家であり、ゲストディレクターとして不適當ではないか。中立性のために反原発運動は慎んでいただくべきではないか。

○坂本氏はさまざまな社会活動を行っており、それらはアーティストとしての、公共的、社会的な真摯な活動と認識しているが、芸術祭において坂本氏の政治的な思想を反映させる、あるいは政治的な発言を展開することについてご遠慮いただくということは、当然約束の前提であると考えている。

○しかし、個人として思想信条に基づきさまざまな活動をされることは憲法で保障されていることであり、何も問題ないと考えている。

- ③ これまで坂本氏は芸術祭のために札幌を訪れたことがあるのか。
- 坂本氏に芸術祭のゲストディレクターに就任していただいたのは、平成24年9月1日からであるが、それ以降に芸術祭の用務で札幌に来ていただいたことはない。
  - しかし、坂本氏は平成22年8月にアルバム制作のため札幌に滞在され、その際に「geimori (げいもり)」という曲を制作するなど札幌芸術の森に愛着を感じていただいている。
  - また、これまでさまざまな機会に札幌・北海道に来られているが、昨年12月の記者会見の際には、「はじめて北海道に来たのが30年以上前のことで、その時から、ずっと北海道に恋している気がする」と発言されているなど札幌・北海道に非常に熱い思いを感じていただいている。

④ 坂本氏は今後何回札幌を訪れ、どのようにこの芸術祭に関わる契約になっているのか。

○坂本氏の今後の来札予定については、今年のプレイベント開催時や来年の芸術祭のオープニングなどに来札することは確定しているが、その他の打合せ等に必要な来札については現段階では確定しておらず、現在、調整を行っているところ。

○坂本氏の芸術祭に関わる契約については、札幌国際芸術祭のディレクターとして、理念や方向性の提示など、芸術祭の全体に関わる総合監督としての役割を担っていただく契約となっている。

⑤ 札幌国際芸術祭はきっぱり中止してはどうか。

○国際芸術祭は、市民の創造性を喚起し、さまざまな地域課題を考えるきっかけになるものと受け止めており、まさに創造都市さっぽろの象徴的な事業として実施するものである。

○また、経済波及効果としても他都市の例から事業規模の3倍から7倍となるものと想定している。

○したがって、芸術祭は、ご指摘の除雪、雇用、住宅、福祉などの住民サービスと同様に札幌市にとって必要な事業と考える。



2 学校教育の諸課題について

(1) 全国学力テスト全校参加と正答率の公表について

- ① 方針を改めた理由
- ② 参加の意義
- ③ 教育委員会会議での議論
- ④ 平均正答率の数値での公表
- ⑤ 学校別の成績公表に関わる保護者の意向の把握

(2) 小学校の外国語活動の強化のための外国語指導助手 (ALT) 増員について

(3) 領土教育等にかかる教育の推進について

- ① 小中学校における領土及び北朝鮮当局による拉致問題に関する指導
- ② 領土に関する指導の今後の取組方針

(4) 学力向上を目的とした土曜日授業実施について

(5) いじめ・体罰対策としての学校内の防犯監視システムの整備について

(6) 度重なる教職員不祥事の根絶について

- ① 札幌市職員の中で教職員の不祥事が多い理由
- ② 不祥事防止に向けた具体的取組
- ③ 不祥事が減らない理由とその責任
- ④ 不祥事防止のため、数値目標を導入すること
- ⑤ 窃盗、強制わいせつ等の公務外非行に対する処分

(7) 指導力不足教員対策と生徒のフォロー体制について

- ① 昨年度及び今年度の対応
  - ② 現時点で認定された教員の数
  - ③ 認定後の教員の状況
  - ④ 子どもたちのフォロー
- (8) 市立学校におけるPTA共済への関与中止について

## 2 学校教育の諸課題について

### (1) 全国学力テスト全校参加と正答率の公表について

- 全国学力テストについて1点目の方針を改めた理由、2点目の参加の意義、3点目の教育委員会会議での議論について併せて答える。
- 本調査は、平成22年度からは抽出により国が実施。
- 平成25年度調査については、数年に一度きめ細かな調査を行うために、悉皆での実施に、国として方針を改めたものである。
- 教育委員会会議において協議した中で、数年に一度、各学校が自校の児童生徒の学習状況を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることが有効であると判断したことから、参加を決定。
- 4点目の平均正答率の数値での公表について  
札幌市においては、全国的な状況との比較における結果の概要と改善策を具体的に示すことで、説明責任を果たしている。
- 5点目の学校別の成績公表に関わる保護者の意向の把握について  
国においては、過度な競争や序列化を避けるために、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととしていることから、保護者等へのアンケートの実施は考えていない。

(2) 小学校の外国語活動の強化のための外国語指導助手（ALT）増員について

○小学校の外国語活動の強化についてですが、第3次新まちづくり計画では、小学校に重点をおいてALTの増員を進めているところ。

○次年度からは、異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力の素地をより一層養うために、配置方法の改善を図る。

○今後、これらの取組の成果と課題を踏まえ、より効果的な配置等について検討を進め、外国語活動の充実に努めてまいりたい。

(3) 領土教育等にかかる教育の推進について

○1点目の小中学校における領土及び北朝鮮当局による拉致問題に関する指導について

○領土については、社会科において、小学校5年生から中学校3年生までで合計6時間程度の授業の中で指導。

○国土の位置や領域などについて、学習指導要領に基づき、教科書や地図帳のほか、小中学生に配布されている北方領土に関する学習資料等を活用して、領土問題も含め指導。

○北朝鮮当局による拉致問題については、中学校社会科において、合計2時間程度の授業の中で、教科書に基づき、国が各学校に配布したアニメ「めぐみ」を活用するなどして指導。

○2点目の領土に関する指導の今後の取組方針について

北方領土に関する学習資料も十分に活用しながら、児童生徒が領土についてより一層理解を深めるよう指導。

(4) 学力向上を目的とした土曜日授業実施について

○国においてその必要性を検討し、方針を示すべきものであり、基本的には学習指導要領等の法令で定められるべきものと認識。

(5) いじめ・体罰対策としての学校内の防犯監視システムの整備について

○ご指摘の防犯監視システムについては、教育上の観点などから、その設置は慎重であるべきと考えている。

(6) 度重なる教職員不祥事の根絶について

○1点目の「教職員の不祥事が多い理由」について

交通安全や法令遵守を指導する立場である教職員は、交通事故・違反について、より厳しい報告義務と処分基準が課されていること等から、他の職員と比べ処分件数が多いと認識。

○2点目の不祥事防止に向けた具体的取組について

「学校職員の懲戒処分に関する指針」や、過去の事例等を記載した「職場研修テキスト」の活用を促し、注意喚起を図っている。

○さらに、学校長には不祥事防止に向けて毎年、数度に渡る指導をしており、処分時には全学校にその概要を通知し、注意を促している。

○3点目の「不祥事が減らない理由と責任」及び4点目の「数値目標の導入」について併せて答える。

これまでの取組により、処分件数は減少傾向にある。

○不祥事は根絶すべきものであることから、数値目標の導入は考えていないが、引き続き取組を進める責任があるものと認識。

○5点目の窃盗、強制わいせつ等の公務外非行に対する処分について  
強制わいせつについては、原則懲戒免職処分とする等、これまでも、個別案件毎に検討したうえで決定。今後も懲戒処分の指針に基づき、

適切に対応。

(7) 指導力不足教員対策と生徒のフォロー体制について

○1点目の昨年度及び今年度の対応について

学級経営がうまくできない教員に関する保護者からの相談が昨年度は3件、今年度はこれまでに3件寄せられているが、学校長の指導助言や教員への個別サポートにより対応し、指導が不適切な教員に認定された者はいない。

○2点目の認定された教員数及び3点目の認定後の教員の状況について

現時点で指導が不適切な教員に認定されている教員はいないが、認定された場合は原則1年間の指導改善研修を受講。

○研修後、改善が見られれば、学校に復帰。改善が見られない場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。なお、この制度が開始された平成20年度以降、これまでに復帰した者が1名、自ら退職した者が1名。

○4点目の子どもたちのフォローについて

子どもたちのフォローについては、他の教員が学級に入る等校内体制を整え、適切な教育環境になるよう配慮。

(8) 市立学校におけるPTA共済への関与中止について

○共済制度への加入については、PTAごとの加入となっており、会員への説明等については、各PTAが判断し行うべきものとする。

○また、PTA共済に係る事務については、共済契約者である各PTAからの依頼により、PTAに対する協力の一つとして学校が行っているものであり、問題があるとは考えていない。

3 高すぎる水道料金の引き下げ

3 高すぎる水道料金の引き下げ

- 水道事業は、原則として市町村による独立採算経営であり、それぞれの事業体ごとに、地理的、社会的及び歴史的背景などの経営条件が異なることから、水道料金に差が生じている。
- 札幌市の水道は、政令指定都市の中では事業の開始が遅く、急激な需要増への集中的な対応を要したこと及び積雪寒冷地であることなどの要因から、政令指定都市で比べると高い料金水準にあるが、全国的には平均的な水準にあり、道内で比べると低い水準にある。
- 料金単価の設定など料金体系のあり方については、健全経営の維持に必要な料金水準とあわせて、受益者負担の公平性確保の観点から総合的に検討する必要がある。
- 現在、その検討の前提となる今後の施設の更新計画や中・長期の事業計画の策定を鋭意進めており、引き続き、料金制度の検証に向けて課題を整理していく。

4 S A P I C A (サピカ) と J R 北海道 K i t a c a (キタカ) との相互利用について

(1) J R とサピカの相互利用について

① J R 各社との相互利用の見込み

② サピカシステムをスイカシステムにするための改修費

(2) サピカの発行枚数、利用率、電子マネーの平均取扱金額の過去一年間の推移について

(3) サピカの全国共通基準への再構築について

4 S A P I C A (サピカ) と J R 北海道 K i t a c a (キタカ) との相互利用について

(1) J R とサピカの相互利用について

○ 1 点目の J R 各社との相互利用の見込みについて

サピカは、相互に乗継輸送を行っている市内バス事業者とも検討を行い、市営交通と民間バスの間で相互に利用できる I C カードとして開発、導入を進めてきた。

○ サピカを受け入れるための、道外 J R 各社の改造負担が大きいことから相互利用は期待できないが、J R 北海道には、同じ道央圏にあるキタカエリアで相互利用できるように、引き続き働きかけていく。

○ 2 点目のサピカシステムをスイカシステムにするための改修費について

スイカシステムで運賃システムを再構築することになり、その費用については、J R 東日本を通して見積もりを取らなければならない、

現時点では把握していない。

(2) サピカの発行枚数、利用率、電子マネーの平均取扱金額の過去一年間の推移について

○サピカの運用枚数は、1月末現在で34万5,939枚、前年同月から8万4,608枚、32%増加。

○地下鉄利用率は、1月平均で27%、前年同月から3ポイント増加。

○電子マネー取扱金額は、1月の1日当たり平均で約33万円、前年同月から20%増加。

○電子マネー取扱いの増加要因としては、一昨年の11月からセイコーマート市内約300店舗で使えるようになり利用が増加しているほか、昨年12月からは、さっぽろ地下街130店舗で使えるようになったことが考えられる。

(3) サピカの全国共通基準への再構築について

○サピカは、これまで議会に説明してきたとおり、単なる交通決済カードとして導入したものではなく、その機能を維持しながら、市民カードとして、市民生活に便利な独自のサービスを併せて提供することを目指して導入したものである。

○地下鉄や電車、バスの利用者にとって、サピカは、各地下鉄駅での定期券購入、オートチャージ機能など、スイカと比較して利便性の高い機能が充実している。

○更にサピカには、地下鉄などの利用金額の10%がポイントとして付与され、運賃の支払いに利用できる、キタカやスイカなどにはない独自のサービスがあり、利用者にとって経済的なメリットがある。



○このことから、スイカ系列カードが全国相互利用になったからといって、札幌の地下鉄、電車、バスを日常的に利用される方々にとって、サピカの優位性は、変わらないと考えられる。

○従ってサピカが有している乗継割引やポイント、各種定期券、さらには札幌市内各バス会社がICカードに期待している機能をスイカベースで再構築することは、一部の利用者の利便性のために、システム再構築の設備投資をすることになり、市民理解が得られるものではない。

5 随意契約の縮小への取組について

- (1) 随意契約の妥当性について
- (2) 小額の随意契約への競り下げ方式の試行的導入について
- (3) 今後の随意契約の縮小に向けた取組について

5 随意契約の縮小への取組について

- (1) 随意契約の妥当性について
- (3) 今後の随意契約の縮小に向けた取組について

○1点目の随意契約の妥当性と3点目の今後の随意契約の縮小に向けた取組について、まとめてお答えする。

○随意契約については、これまでも、地方自治法等に基づき、限定的に取り扱ってきたところ。

○数値的目標の導入については考えていないが、随意契約の運用に係る指針(ガイドライン)を年度内に策定し、法令上の趣旨の徹底を図ることで、より一層適正な事務処理に努めたい。

(2) 小額随意契約への競り下げ方式の試行的導入について

○2点目の「小額の随意契約への競り下げ方式の試行的導入」については、地元企業への影響や法令上の問題など、さまざまな課題があることから、現在、国で行っている競り下げ方式の試行状況を注視しているところ。

【参考】「競り下げ」とは

「競り下げ」とは、競争参加者が入札額を一度だけ提示する従来の「封印入札」とは異なり、定められた時間の範囲内に、最低の価格を確認し、何度でもより安い価格を提示できる方式である。

6 市電ループ化に関する国・道との調整について

- (1) 市電ループ化に係る課題や国などとの合意形成について
- (2) その他の利害関係者との協議の状況について

6 市電ループ化に関する国・道との調整について

(1) 市電ループ化に係る課題や国などとの合意形成について

- 現在、平成 27 年春のループ化開業に向け、軌道や設備などの実施設計を進めているが、それと並行して、道路空間の効果的な活用に留意しつつ、タクシー・荷さばき対策や除雪方法の決定などの課題について、関係機関にご相談しながら着実に検討を進めているところ。
- 今後行う工事施行認可の手続きや関連工事などの進捗に合わせ、それぞれの段階で問われる課題にしっかりと対応し、国や公安委員会などと必要な調整を適宜実施していく考え。

(2) その他の利害関係者との協議の状況について

- タクシー・荷さばき対策の関係者との協議状況については、(関係機関にご相談しながら、) 札幌市としての新たな設置場所についての対策案を作成し、現在、その設置場所について地域の方々との協議を進めており、おおむねご理解をいただきつつある。
- 今後、関係業界には是非ともご理解を頂けるよう鋭意努力して参りたい。